

和歌山県廃棄物処理計画

A hand in a blue suit sleeve holds a globe of the Earth. The title '和歌山県廃棄物処理計画' is written in a stylized, orange font with a white outline, arching over the top of the globe.

使い捨てから資源循環へ

—地球の生活習慣病を治す……みんなの計画—

和歌山県



廃棄物処理計画対象区域



知事あいさつ

長く美しい海岸線、青い海、緑豊かな山々は高野・熊野に象徴される歴史文化を育み、私たちは遠い昔から、物質的にも精神的にも恵まれた日常生活を営んできました。

しかし、近年の環境問題は、森林の荒廃や海洋の汚染など生態系を狂わせて本県の自然環境にも深刻な影響を及ぼしています。

化石燃料の大量消費による地球温暖化、鉱物資源の乱獲による枯渇等、環境の破壊は、深く静かに進行してやがては全身をおしばお、いわば「地球の生活習慣病」であり、人類はもとよりすべての動植物の生命を守るためには、一日も早い根本的な治療が必要です。

これまで私達は、自然界に求めた資源を原料あるいは燃料として使用し、生産された製品を使用した後に、廃棄物として自然界に捨てるという一方的な自然からの「収奪」を繰り返してきました。

これを根底から見つめ直し、資源の循環を進めて環境への影響を最小限に抑制し、次の世代にクリーンな自然環境を継承するために、一人一人が取り組むべき方向を示したのが、この和歌山県廃棄物処理計画です。

「みんなの計画」とすることを基本に、パブリックコメントを募集して策定の段階から広く県民の皆さん方のご意見をお聞きするとともに、本県の廃棄物に関する課題や取り組みの方向をわかりやすさを第一に取りまとめました。

この計画を指針に、県民、事業者、NPO活動団体、行政など関係者が目標達成を目指してそれぞれの立場で創意工夫を重ね、廃棄物の分野における「和歌山モデル」として全国に発信されることを願ってやみません。

平成15年3月25日

和歌山県知事 木村良樹



◎課題解決のための基本方針

《《 県内循環システムの構築 》》

資源の採取・生産・消費・再資源化に至る
資源循環の「環」の構築

解決すべき3つの課題

1 依然として高い水準にある廃棄物排出量

2 廃棄物処理施設の不足と県外処理への依存

3 不法投棄等、不適正処理の増加

3つの取組の方向

1 循環型社会の構築を目指し、排出抑制・再使用・再生利用を徹底した社会システムへの転換を促進する

2 資源化・減量化・無害化を徹底し、廃棄物の最終処分量を低減することにより廃棄物による環境影響を限りなく低減する

3 監視・指導・取締を強化し、不法投棄、違法保管、野焼き等の不適正処理を撲滅する

5つの目標

1 循環型社会構築に関する県民、事業者意識の醸成

2 廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、減量化の推進

3 適正処理推進のための処理施設の確保

4 不法投棄等不適正処理対策の充実

5 特別管理廃棄物の適正な保管・管理・処理の推進

目標達成のための個別施策と関係者の役割分担

- 廃棄物情報の積極的な収集と提供
- 廃棄物リサイクル関連法の周知のための啓発の実施
- NPO等民間団体の育成、自主活動への支援

- 各種リサイクル法の円滑な施行・取組の推進
- ・容器包装リサイクル法の推進
- ・家電リサイクル法の推進
- ・建設リサイクル法の推進
- ・食品リサイクル法の推進
- 環境ビジネスの育成
- 公共機関における環境への配慮
- 経済的手法の検討

- 大阪湾フェニックス計画の推進
- 一般廃棄物の処理施設の確保
- 産業廃棄物の処理施設の確保
- ・事業者による産業廃棄物処理施設の確保
- ・産業廃棄物処理施設の設置許可申請での審査の徹底
- ・公共関与による産業廃棄物処理施設確保の検討
- 産業廃棄物の広域処理への対応
- し尿及び生活排水対策の推進

- 警察・行政機関・県民の連携強化による監視体制の充実
- 生活環境保全上の支障の除去指導
- 排出事業者・処理業者の適正処理の推進

- 感染性廃棄物適正処理の推進
- PCB廃棄物対策

目 次

計画策定の背景と目的□	1
解決すべき重要課題□	2
課題解決のための基本方針□	4
取り組みの方向□	5
取り組み方向に基づく計画の目標□	6
目標達成のための取り組み□	8
循環型社会の構築に関する県民、事業者意識の醸成□	8
廃棄物の排出抑制・減量化・再生利用の促進□	8
適正処理推進のための処理施設の確保□	9
不法投棄等不適正処理対策の充実□	10
特別管理廃棄物の適正な保管・管理・処理の推進□	11
関係者の役割・責務□	12
廃棄物処理の概要・将来見込み□	16
廃棄物リサイクル関係法体系□	21

計画策定の背景と目的

- (1) 廃棄物に関し、産業廃棄物については県が「産業廃棄物処理計画」（平成11年5月）を策定し、一般廃棄物については市町村が「一般廃棄物処理計画」を策定するとともに、市町村の計画をもとに県が「ごみ処理広域化計画」（平成11年3月）を策定し、廃棄物の適正処理を推進してきた。
- (2) 国は、平成12年を循環型社会元年とし、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）をはじめとするリサイクル関連法を整備するとともに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）を改正し、一般廃棄物と産業廃棄物を併せた処理計画の策定を都道府県に義務づけた。
- (3) また、国は廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年環境省告示第34号。以下「国の基本方針」という。）において、廃棄物処理の基本的な方向を示し、廃棄物の減量化等の目標を示した。
- (4) 本県では、計画を策定するに当たり、平成8年度からの実態の変化を把握するため、平成12年度の実態を平成13年度に調査した。その結果、①本県の廃棄物の排出量は人口当たり、総生産当たりで見ると全国値より高い水準にある②県内で処理施設が不足しており、廃棄物処理のかなりの部分を県外に依存している③不法投棄等、不適正処理は増加傾向にある、という3つの重要な課題が明らかになった。
- (5) この「和歌山県廃棄物処理計画」は、本県が抱える廃棄物に関する課題を解決するための基本方針、取り組みの方向、目標、施策を国の基本方針に即して定めたものであり、その達成により県民の生活環境の保全、県内産業の健全な発展を目指すものである。

○計画の期間

1. 対象期間：平成14年度から平成22年度（9ヶ年）
2. 目標年次：平成22年度（中間目標年次：平成17年度）
3. 平成18年度に計画の見直しを行う

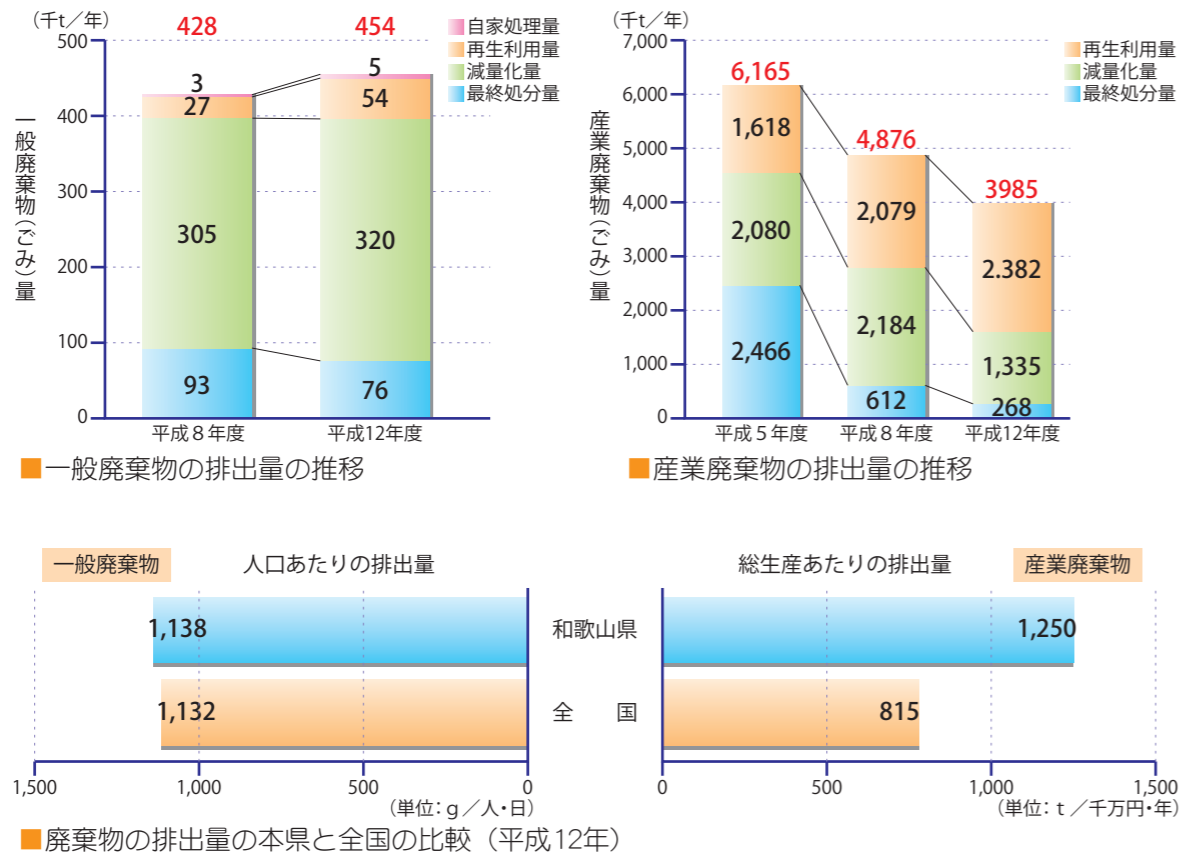
■和歌山県ごみ処理広域化計画

複数の市町村が互いに連携し、ブロック単位で、効率的で広域的なごみ処理体制を構築するため、県が平成11年に策定した計画。県内を8ブロックに分け、それぞれ既存施設の耐用年限に応じ計画的に施設の集約化を図ることとしている。



課題1

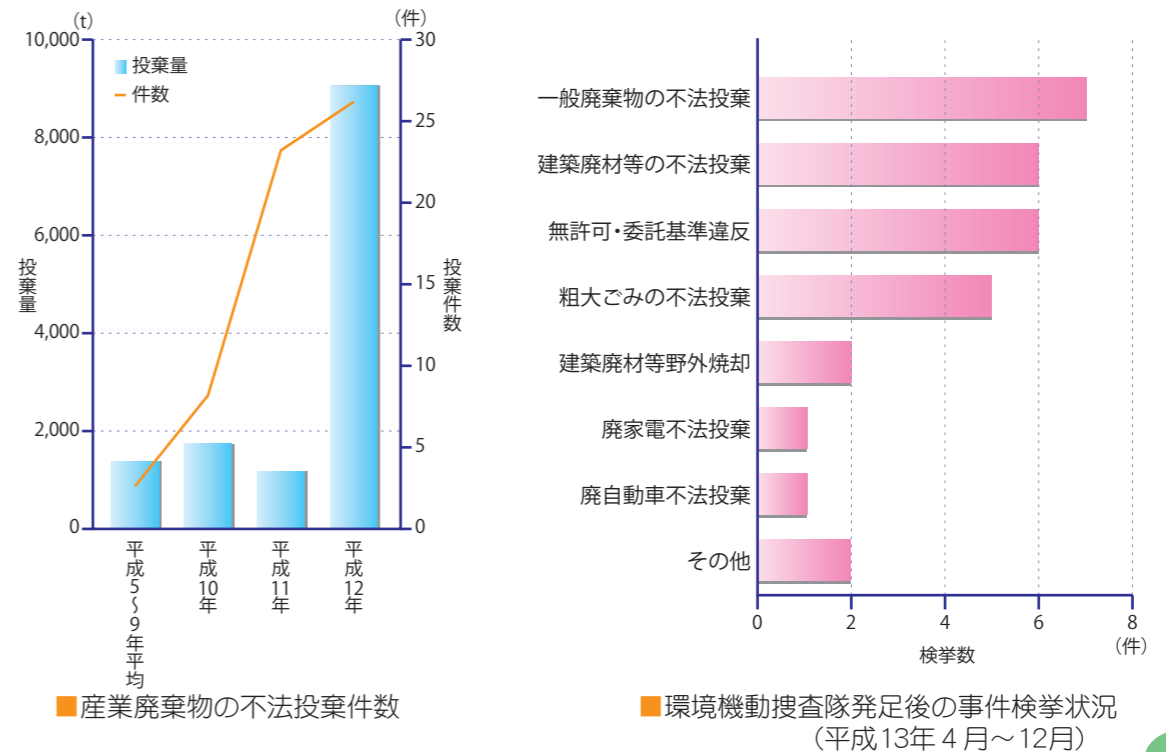
依然として高い水準にある廃棄物排出量



資源の有効利用を進める上でも、まず廃棄物の排出抑制を進める必要がある。

課題3

不法投棄等、不適正処理の増加

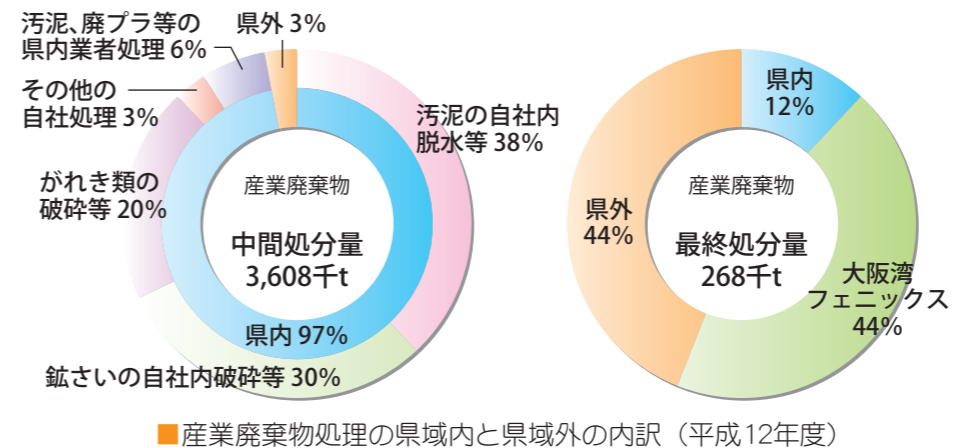
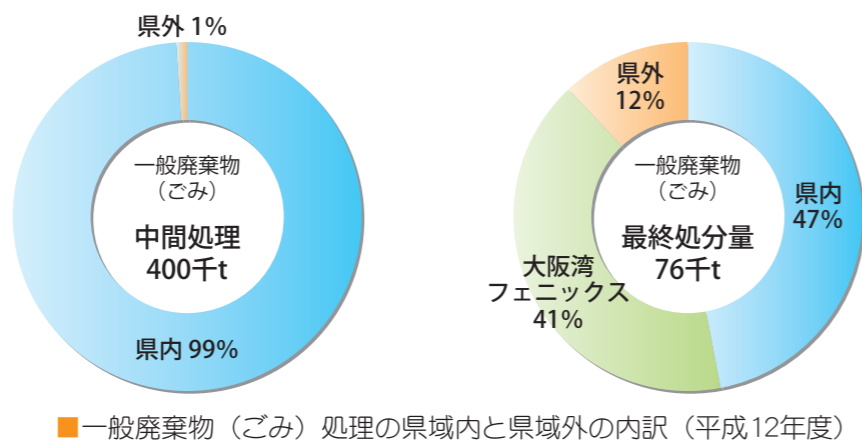


不法投棄等の不適正処理の撲滅は本県の豊かな自然環境を守るうえでも重要である。

県民の生活環境の保全、県内産業の発展・育成のためにも廃棄物の減量化を一層進めるとともに、県内処理の充実が必要である。

課題2

廃棄物処理施設の不足と県外処理への依存



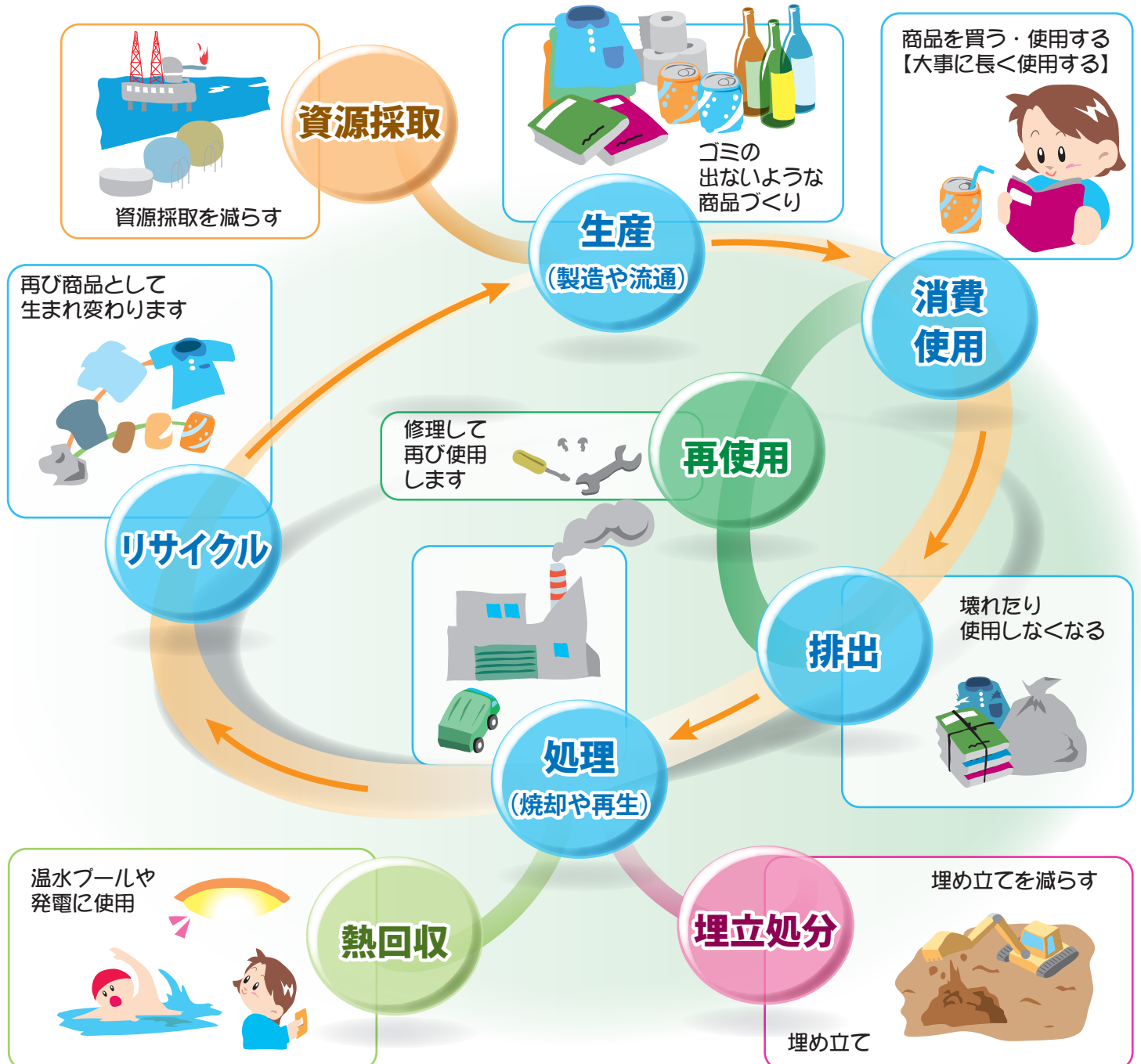
大阪湾フェニックス計画 (大阪湾圏域広域処理場整備事業)
 近畿2府4県の広域処理対象区域から発生する廃棄物の最終処分を大阪湾の埋立により行い、造成した土地を有効活用する事業。広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿圏の地方自治体、港湾管理者が出資して昭和57年に設立された大阪湾広域臨海環境整備センターが事業を実施している。本県では紀北地域の19市町村が処理対象区域となっており、和歌山下津港北港に建設されている和歌山積出基地において廃棄物の受入が行われている。

課題解決のための基本方針

県内資源循環システムの構築

～資源の採取・生産・消費・再資源化に至る資源循環の「環」の構築～

廃棄物の排出を抑制し、次に廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他環境への負荷の低減に配慮しながら、再使用、再生利用、熱回収の順に出来る限り循環的な利用を行い、排出抑制及び適正な循環的な利用を徹底した上で、なお適正な利用が行われないものについては、適正な処分を確保する。また、県内で循環することが環境保全上、あるいは経済的に見て合理的と考えられるものについては、県内で資源として循環するシステム、すなわち「資源循環の環」を構築することを基本方針とする。



取り組みの方向

1

循環型社会の構築を目指し、排出抑制・再使用・再生利用を徹底した社会システムへの転換を促進する

廃棄物処理への負担が最小限となる循環型社会の構築を目指すこととし、排出抑制・再使用・再生利用を徹底した社会システムへの転換を県民、事業者、行政機関が一体となって促進する。

2

資源化・減量化・無害化を徹底し、廃棄物の最終処分量を低減することにより廃棄物による環境影響を限りなく低減する

安定的に最終処分が可能な処分場を県内に確保することが必要であるが、その設置は最低限にすべきである。従って、排出された廃棄物の資源化、減量化、無害化を徹底し、最終処分量の限りなく低減を目指すという考え方で、必要な廃棄物処理施設の確保を進める。また、し尿や生活雑排水対策については、地域の実状に応じた汚水処理施設の整備を図る。

3

監視・指導・取締を強化し、不法投棄、違法保管、野焼き等の不適正処理を撲滅する

廃棄物処理に対する県民の信頼を取り戻し、県内における廃棄物処理システムを円滑に構築するため、監視・指導・取締を強化し、不法投棄、違法保管及び野焼き等の不適正処理を撲滅する。



取り組み方向に基づく計画の目標

目標1

循環型社会構築に関する県民、事業者意識の醸成

循環型社会の構築のためには、県民、事業者一人一人の草の根の取り組みが重要である。本計画では循環型社会の構築に対する県民、事業者意識の醸成を目標とする。

目標2

廃棄物の排出抑制、再利用、減量化の推進

廃棄物処理に起因する諸課題は、処分を要する廃棄物を減らすことにより解決できるものと考えられる。本計画では廃棄物の排出抑制、再利用、減量化の推進を目標とする。

目標3

適正処理推進のための処理施設の確保

循環型社会を構築する基盤として、廃棄物処理体制の構築は必要不可欠である。本計画では、県内の廃棄物の排出量に見合う廃棄物処理施設の確保を目標とする。

目標4

不法投棄等不適正処理対策の充実

不適正処理は、生活環境保全上の支障を引き起こすだけでなく、廃棄物処理そのものに対する県民の不信感を生み出すこととなる。本計画では不法投棄等不適正処理対策の充実を目標とする。

目標5

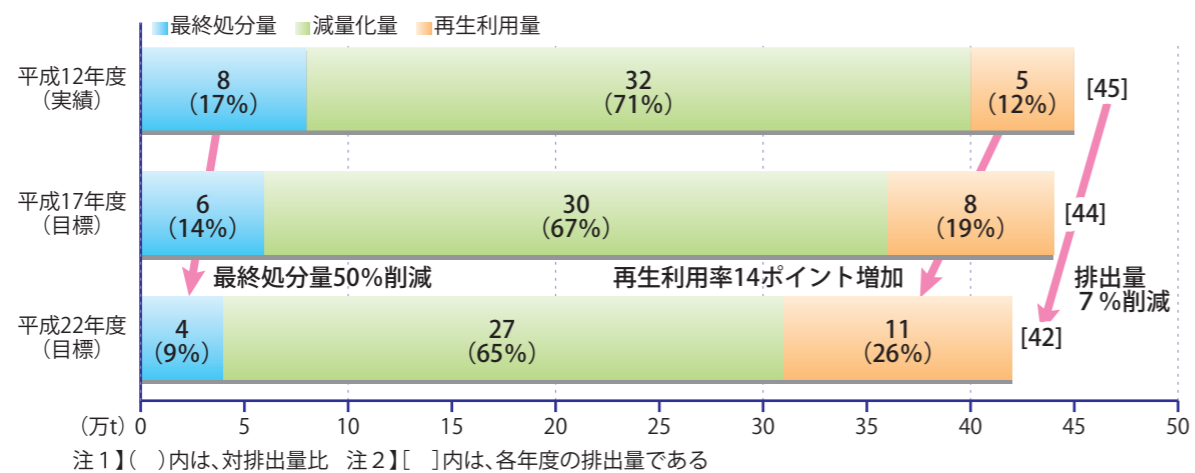
特別管理廃棄物の適正な保管・管理・処理の推進

特別管理廃棄物は、保管・管理・処理が適正に行われないと、環境に重大な支障を及ぼす。本計画では特別管理廃棄物の適正な保管・管理・処理を徹底することを目標とする。

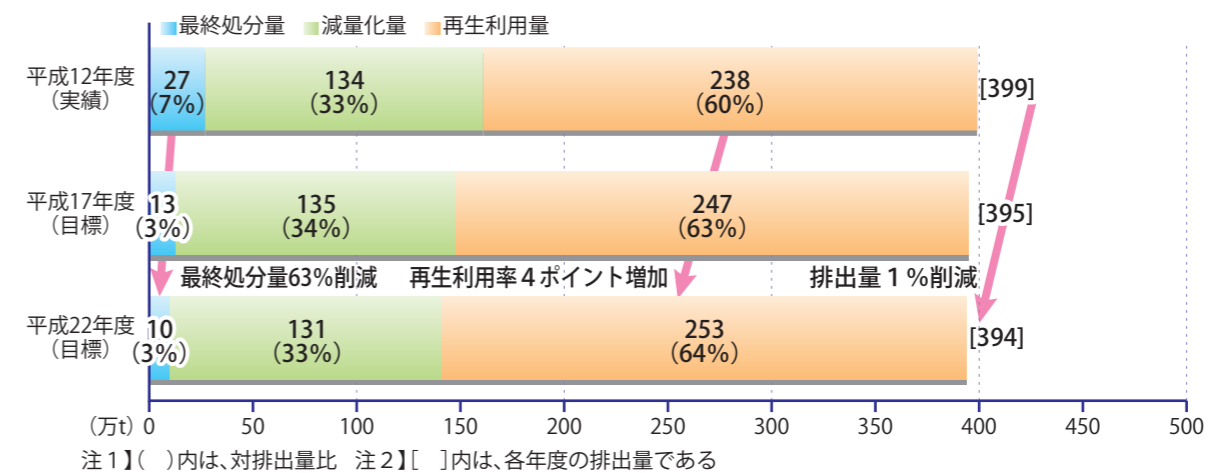


計画の数値目標

一般廃棄物処理の目標 県民、事業者、市町村の協力により排出抑制、再資源化を進める。具体的には、基準年である平成12年度実績値に対して、平成22年度には排出量を約7%削減し、再生利用率を14ポイント増加させ、最終処分量を50%減量化する。



産業廃棄物処理の目標 持続的な発展が可能な社会を目指す観点から、県内企業の廃棄物の排出抑制対策を進めることにより、経済発展や企業の新規立地によっても排出量の総量は変わらないものとする。また本県では特に最終処分場が不足し、県外にかなりの部分を依存していることから、資源化の促進と最終処分量の減量化を積極的に進める。具体的には、基準年である平成12年度実績値に対し、平成22年度には排出量の増加を抑制、ほぼ横ばいとし、再生利用率を4ポイント増加させ、最終処分量を63%減量化することを目指す。



目標達成のための取り組み

循環型社会の構築に関する県民、事業者意識の醸成

■ 廃棄物情報の積極的な収集と提供

県内での廃棄物に関する取組を促進するためには、県民、事業者、行政機関が広く廃棄物関連情報を共有し、共通の認識をもって取り組む必要がある。

■ 廃棄物リサイクル関連法の周知のための啓発の実施

廃棄物リサイクル関連法に基づく施策を円滑に実施するためには、法の趣旨及び制度に対する県民及び事業者の理解が不可欠である。

■ NPO等民間団体の育成、自主活動への支援

廃棄物に関する問題は、県民の生活に密着しており、行政機関による規制や啓発活動のみでは解決し得ない。むしろ、県民自らの課題として捉え積極的な取り組みを行う必要がある。

廃棄物の排出抑制・減量化・再生利用の促進

■ 各種リサイクル法の円滑な施行・取組の推進

● 容器包装リサイクル法の推進

平成12年4月から完全施行され、市町村が「分別収集計画」、県が「分別収集促進計画」を策定して、容器包装廃棄物のリサイクルを促進しているところであるが、より一層リサイクルを推進する必要がある。



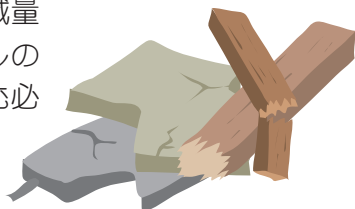
● 家電リサイクル法の推進

冷蔵庫、洗濯機、エアコン及びテレビを家電小売店が消費者から引取り、それをメーカーがリサイクルする家電リサイクル法は、平成13年4月から施行された。消費者、家電小売店、メーカー、行政機関が連携して家電の円滑なリサイクルを進めていく。



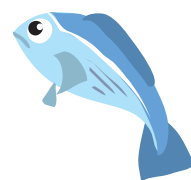
● 建設リサイクル法の推進

建設業から排出されるがれき類等は、本県の最終処分量で最大の割合を占めている。さらに、今後、昭和40年代の高度成長期に大量に建築された建築物の解体廃棄物の大量発生が予測されるため、リサイクル施設等、受け皿の確保を促進し、建設副産物の減量化、リサイクルの推進に取り組む必要がある。



● 有機性廃棄物のリサイクル推進 (食品リサイクル法の推進)

食料品製造業と飲料・飼料製造業からの有機性廃棄物の処理状況を見ると、魚のあら等の動物系廃棄物は、飼料として主に県外でリサイクルされており、梅加工残渣等の植物系廃棄物は県内の海洋投入業者での処理あるいは県外でリサイクルされている。旅館、飲食店、一般家庭から排出される有機性廃棄物の大半が未利用であることから、一層、減量化・リサイクルの推進に取り組む必要がある。



■環境ビジネスの育成

廃棄物の再使用、再生利用を積極的に進めるためには、廃棄物の受け皿となる環境ビジネスの育成が不可欠である。

■公共機関における環境への配慮(グリーン購入の推進)

公共事業からは土木・建築工事の建設副産物や、上下水道事業から汚泥などが発生している。また、庁舎や関連施設から事業系の廃棄物が発生しており、公共機関は民間事業者の模範となるべく、率先して廃棄物の減量化・リサイクルに取り組む必要がある。

■経済的手法の検討

廃棄物の排出抑制やリサイクルを積極的に進めていくために有効な「汚染者負担の原則」等を踏まえて廃棄物の排出者に経済的な負担を課すことは、誘導策の一つと考えられる。

適正処理推進のための処理施設の確保

■大阪湾フェニックス計画の推進

大阪湾フェニックス計画は本県を含めた近畿2府4県195市町村が参画している事業であり、大阪湾に広域処分場を設置して、計画の対象地域から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分を行っており、今後もその推進に努める必要がある。

(本県では、有田郡以北(野上町、美里町、金屋町、清水町を除く)の19市町村が計画対象区域)

■一般廃棄物の処理施設の確保

県内の廃棄物処理施設は、市町村毎に多少事情は異なるものの、全般的に、ア)混合ごみ収集が多い、イ)粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザ等の資源化施設が少ない、ウ)大規模かつ近代的な処理施設が少ないなど、従来までの最終処分へ依存する処理体系が多く見られ、早期にごみ処理広域化計画に基づく広域的な施設整備の推進が必要と考えられる。また、県内での新たな最終処分場の確保が困難な状況にあることから最終処分物を極力発生させない処理システムの導入が重要である。併せてサーマルリサイクル(熱回収)の導入などにより、資源の有効利用を促進する必要がある。

■NPO (Non Profit Organization)

不特定多数の利益の増進を目的とする任意のボランティア団体や市民活動団体のこと。「営利を目的としない民間組織」と訳される。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

■サーマルリサイクル

再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)をできる限り実施した後、発電や温水利用等により熱回収を行うリサイクル。

■リサイクルプラザ・リサイクルセンター

廃棄物を回収し、資源化する施設で、不要品の補修、再生、再生品の展示又は保管機能を有するものをリサイクルプラザといい、その機能を有しないものをリサイクルセンターという。

■汚染者負担の原則 PPP (Polluter Pays Principle)

生産段階で発生する環境への負荷の防止費用あるいはその除去費用を、排出者(汚染者)である企業が負担すべきという考え方。

■産業廃棄物の処理施設の確保

産業廃棄物処理施設の確保は、排出事業者の責任においてなされるべきものであるが、不法投棄や野焼き等の不適正処理事例などから、産業廃棄物処理そのものへの県民の不信感が増大したこと、廃棄物処理法の基準強化により民間の中小事業者による施設の確保が困難な状況となってきたこと等から、県内の廃棄物処理施設が不足しており、県外処理に多くを依存している。また、この状況は全国的な傾向であることから、県内で処理できる体制を確保する必要がある。



■産業廃棄物の広域処理への対応

県は、平成9年から「和歌山県越境移動に関する指導要綱」に基づき「産業廃棄物を持ち込ませない、なるべく持ち出さない」を方針として、事業者を指導している。県内で最終処分場が不足している現状を鑑み、今後も要綱に基づき、処分を目的とした産業廃棄物の持ち込みを規制していくとともに、県内発生物の県内処理体制の構築を目指す。なお、近畿圏で府県域を越えた広域処理体制の議論が行われており、本県も経済合理性等の視点から、将来的な課題として広域処理の必要性について研究を行う。

■し尿及び生活排水対策の推進

し尿や生活雑排水対策については、地域の実状に応じた、市町村等の各設置主体による処理施設の整備を進める。



不法投棄等不適正処理対策の充実

■生活環境保全上の支障の除去

不法投棄等の不適正処理が発生した場合、事案によっては、対応の遅れにより支障の除去が困難となる場合があるので不適正処理事案に対しては、関係者が一体となって迅速に対応する必要がある。

■土地の管理者責任の徹底

不法投棄等の不適正処理事案は、当然その実行者に責任が帰すべきものであるが、土地の管理の徹底により未然に防げる事例も多い。土地の管理者が不法投棄を容認、あるいはその管理に重大な過失がある場合においては、土地の管理者も廃棄物の撤去等に関し、一定の責任を負う必要がある。



■排出事業者・処理業者の適正処理の推進

排出事業者・処理業者は、事業所内での廃棄物の分別保管の徹底、処理施設の適正な維持管理を行う。



■生活排水

日常生活に伴って排出される水の中で、炊事、入浴、洗濯などから生じる生活雑排水とし尿(水洗トイレから出る排水等)を合わせたもの。

■きのくに環境モニター

市民ボランティアが廃棄物の不法投棄等のモニタリング(見回り等)を行うとともに、不法投棄を発見した時には警察に通報する制度。和歌山県警が各警察署ごとに委嘱している。

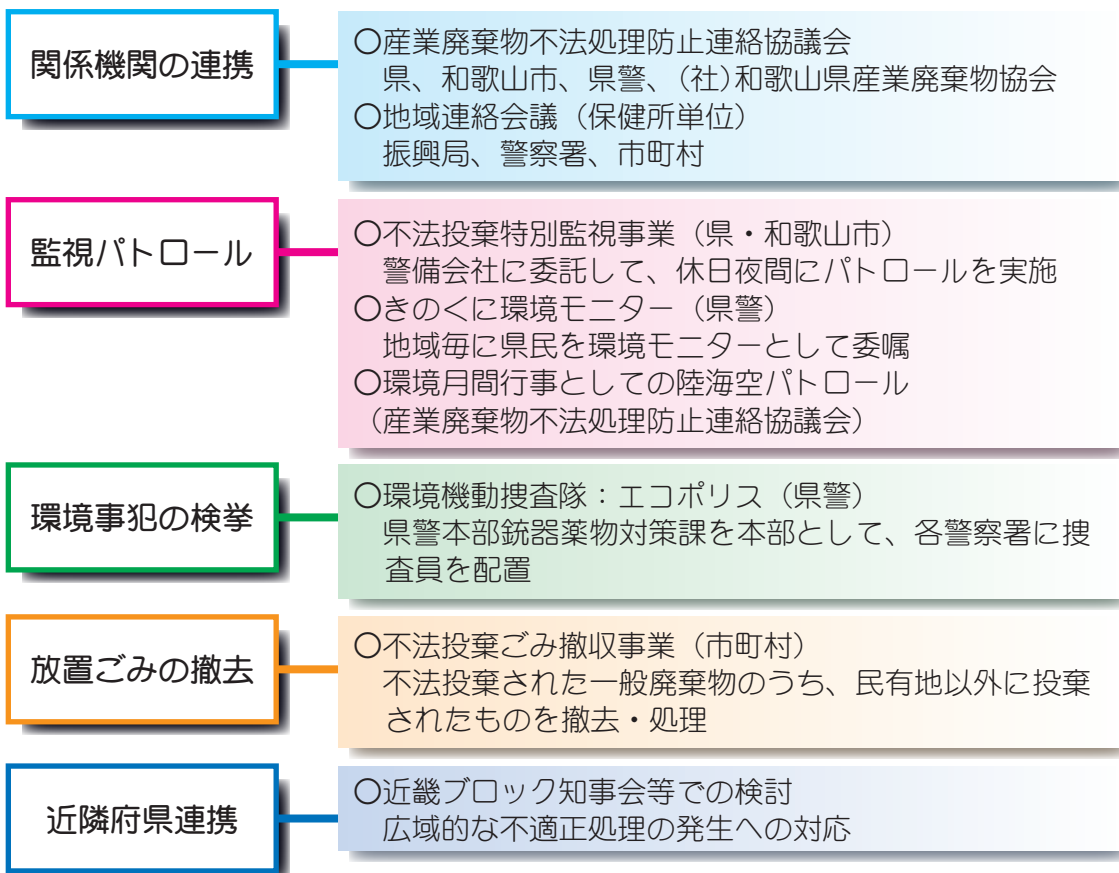
■環境事業団

昭和40年に設立された国の特殊法人(設立時は公害防止事業団、平成4年に改称)で、環境保全のための種々の事業を実施してきた。平成13年の環境事業団法の改正により、PCB廃棄物の広域的な処理が業務として追加された。

■警察・行政機関・県民の連携強化による監視体制等の充実

県、警察、市町村、県民が連携し、不適正処理の撲滅に関する取り組みを進める。

和歌山県の不適正処理防止施策体系



特別管理廃棄物の適正な保管・管理・処理の推進

■感染性廃棄物適正処理の推進

感染性廃棄物は、医療行為等に伴って不可避に排出されるものであり、高齢化の進展により、排出量の増加が予想されることから、これまで以上に種類、性状に応じた保管管理の徹底や、適正処理を推進する必要がある。

■PCB廃棄物対策

PCB廃棄物は、これまで処理施設の整備が進まなかったことから、保管が長期化し、不明・紛失が懸念されている。国では環境事業団による施設整備を全国数カ所で行って、PCB廃棄物を処理することとしており、現在、立地場所等の検討を行っているところである。従って、本県でも近畿圏においてPCB処理施設が整備されるまでの間、事業者が適正に保管する必要がある。

■PCB（ポリ塩化ビフェニル Polychlorinated biphenyl）

化学的に安定で、耐熱性があることから、変圧器、コンデンサの電気絶縁油として使用され、その他熱媒体、潤滑油、可塑剤等に使用された。カネミ油症として広く知られるカネミライスオイル中毒事件（昭和43年）は米ヌカ油の精製工程で熱媒体として使用したPCBが混入したことによる。PCBには皮膚障害、肝障害を起こす毒性があり、環境中に放出された場合長期間分解せずに残留し、環境を汚染するだけでなく、魚類等を通じヒトにも蓄積する恐れのある物質である。

■環境機動捜査隊（エコポリス）

産業廃棄物の不法投棄等の環境犯罪が増加傾向にあり、さらに一度破壊された環境の現状回復が非常に困難であることから、環境犯罪の取締の徹底と迅速な対応を目的に全国に先駆けて和歌山県警内に設置された捜査隊。

■特別管理廃棄物

廃棄物のうち、毒性、爆発性、感染性を有するものとして廃棄物処理法施行令で定める廃棄物。（燃えやすい廃油、有害物質を含む汚泥等）

関係者の役割・責務

県民

- 消費者として、自らが消費を行う立場であることを自覚し、無駄な消費を抑え、ごみを減らすようライフスタイルの見直しに努める。
- 廃棄物を排出する際には適正な分別を心がけ、廃棄物のリサイクルが確実に行われるよう積極的に行動する。
- 廃棄物の処理や、リサイクルには処理費用がかかることを理解し、その費用負担に協力する。
- 産業廃棄物を排出する事業活動は自分たちの生活にも密接に関連していることを認識し、廃棄物処理や処理施設について、その必要性、安全性等に関する情報を入手し、正しい理解に努める。
- 不適正処理を発見した場合は市町村、保健所、警察等関係機関に通報する。
- 自ら所有する土地を清潔に保ち、適正に管理するとともに、市町村が実施する清掃活動に積極的に参加する。



事業者

(拡大生産者責任及び排出事業者責任に基づき事業活動を実施)

- 「拡大生産者責任」の原則の基、製品の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合の処理の困難さをあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等を開発するとともに、使用済み製品の回収や再生原材料、再生品の活用等を実施し、環境負荷の低減に努める【生産事業者】。
- 事業活動に伴って発生する廃棄物をできるだけ減量するため、材料や生産工程の見直しを積極的に進めるとともに、排出した廃棄物については「排出事業者責任」の原則の基、自らの責任で適正に処理する【排出事業者】。
なお特に年間1,000トン以上の産業廃棄物を排出する多量排出事業者は廃棄物の減量化計画を策定し、その計画に基づき廃棄物の減量化に取り組む。
- 適正処理及び再資源化のために必要な施設の確保に努める。
- 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に関し、県及び市町村の施策に協力する。
- 産業廃棄物の処理を処理業者に委託する際には、適正処理に要する費用を負担する。
- 建設・解体工事を発注する者は、工事を発注する際、発生する廃棄物に係る処理費用を計上し、適正処理に努める。

新商品開発

再生品の活用



処理業者

(排出事業者の委託を受けて適正処理を実施)

- 許可の範囲、委託基準その他廃棄物処理法や関係法令の各種規制を遵守することはもとより、適正処理技術の向上や経営基盤の強化に努める。
- 排出事業者から受託した業務を的確に行えるよう組織及び施設を整備する
- 排出事業者の処理業務を補完し、産業廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全に資するという重要な役割であることを認識し、産業廃棄物処理に関する専門家として、知識及び技術の習得に努める。
- 県及び社団法人和歌山県産業廃棄物協会が実施する研修会等を通じ、常に新しい情報の収集に努める。
- 適正処理のための費用等について、排出事業者の具体的な理解を得る。
- 県及び市町村が実施する廃棄物行政に関する諸施策に協力する。
- 県外で排出された産業廃棄物には、原則として受入を禁止していることから、搬入しないように努める。



市町村

(一般廃棄物処理計画を策定し一般廃棄物処理事務を実施)

- 区域内における一般廃棄物の排出抑制に関する住民の自主的な取組を促進する等、ごみの減量化の推進に必要な施策を実施する。
- 分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の循環的利用に努める。
- 処分しなければならない一般廃棄物について、中間処理及び最終処分を適正に行う。
- 自区域から排出する一般廃棄物を他の市町村の区域で処理する場合は、当該市町村との連絡調整を適宜実施するとともに、その処理が完結するまで責任をもって対応する。
- ごみ処理広域化計画を推進し、ごみ処理施設の集約・高度化を図る。
- 住民の生活環境の保全、地域の産業育成・支援の立場から中小企業が排出する産業廃棄物を一般廃棄物と併せて処理することを検討する。
- 地域住民への廃棄物関係情報の提供に努める。
- 不適正処理対策を徹底し、区域内の美化に努める。
- 自ら実施する事業については、十分環境に配慮する。
- 事業者、県と連携し、よりよい廃棄物処理のあり方を検討する。



■**拡大生産者責任 (EPR:Extended Producer Responsibility)**
生産者が、自ら製造した製品が消費された後に廃棄物となった時まで責任を負うという考え方。

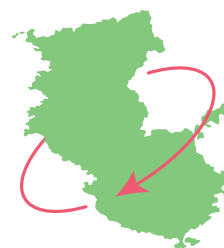
■**委託基準**
排出事業者が産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する際の基準で、廃棄物処理法で規定されている。(書面契約義務等)



県

廃棄物行政を総合的に推進する役割を担っており、計画を円滑に推進するため、県内の廃棄物の状況を把握し、その処理が適正に実施されるよう施策を講じるとともに、積極的に県内の循環型社会システムの構築に取り組む。

また、自ら実施する事業に伴い発生する廃棄物について適正処理を推進する。



環境生活部

- ★循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法（再資源化等に関する部分）、グリーン購入法を所管
- ★廃棄物処理法に基づく許認可、指導、命令を実施
- 庁内の各部局に対し、循環型社会の形成に向けた事業の実施を働きかけるとともに、各部局が実施する施策の総合的な調整、取りまとめを行う。
- 市町村が行う一般廃棄物処理に関して必要な技術的・財政的な援助を行う。
- 県内の産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講じる。
- 廃棄物の排出抑制、適正処理確保のため、県民、事業者の意識の啓発を図る。
- 廃棄物処理に関する情報の提供に努め、廃棄物処理に対する県民の理解を促進する。
- 事業者、市町村と連携し、県内の廃棄物処理体制を構築する。

総務部

- ★物品の調達等を所管
- 和歌山県グリーン購入推進方針に基づき、環境に配慮した物品調達を行う。
- 所管する県立医科大学における医療廃棄物の適正処理を推進する。

企画部

- ★県の基本計画策定、近隣府県等との広域的な連携に関する業務を所管
- 近畿ブロック知事会等の協議の場を通じ、近隣府県との調整、連携の強化に努め、廃棄物問題への広域的な対応を推進する。

福祉保健部

- ★医療関係の廃棄物処理を所管
- 病院・診療所における医療廃棄物の適正処理を促進する。
- 廃毒劇物関係の適正処理を促進する。

商工労働部

- ★地場産業の振興、新産業の創出等を所管
- 化学、繊維、染色、家具、和雑貨、食品製造（梅加工業等）等の事業者が排出する廃棄物について、適正処理を促進するための技術開発支援及びその事業化のため必要な支援を行う。
- エコタウン制度等を活用して環境産業の創出を支援する。



■エコタウン事業（計画）

あらゆる廃棄物をゼロにするゼロ・エミッション構想を基本的な考え方として、先進的な環境調和型まちづくりの推進を目的に創設された制度。地方自治体が上記の考えに基づき策定した推進計画（エコタウン計画）が、国の承認を受けると、そのプランに基づき民間事業者もしくは地方自治体を実施する中核的な事業に対して支援を受けることができる。

農林水産部

- ★農林水産業に関する廃棄物対策を所管
- ★森林法、農地法等土地の使用制限に関する法令を所管
- ★食品リサイクル法(食品残渣の有効利用)を所管
- 農林漁業者が排出する廃ビニル、廃木材、廃漁船・廃ボート、廃漁網、果実くず、廃農薬、廃農薬袋等について、関係事業者等と連携し、適正処理を促進する。
- 畜産業に係る家畜の糞尿について、畜産排泄物管理適正化法に基づき、畜産農家に対し適正保管、適正処理を指導する。
- 水産加工場、市場から排出される魚腸骨等の廃棄物について、安定的な処理が確保できるよう検討を行う。
- 環境保全型農業を推進するため、有機性資源循環利用推進マスタープランに基づき、有機性資源のリサイクルを進める。
- 食品リサイクル法に基づく食品残渣の減量化・資源化を促進する。
- 農林水産漁業由来の廃棄物のリサイクル、減量化に関する研究開発を関係者と連携して進める。
- 公共工事の実施に当たっては、再生資源の積極的な使用に努めるとともに、廃棄物の排出を抑制する。

県土整備部

- ★土木建築工事の執行及び関連業界の指導を所管
- ★都市計画法、建築基準法等廃棄物処理施設の立地規制に関する法令を所管
- ★建設リサイクル法(解体工事業の登録、対象建設工事の届出、分別解体等に関する部分)を所管
- 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、建設残土等の再利用を促進する。
- 建設リサイクル法に基づき、事業者に対し建築物等の分別解体等を指導するとともに、建設廃棄物の適正処理体制の構築に努める。
- 公共工事の実施に当たっては、再生資源の積極的な使用に努めるとともに、廃棄物の排出を抑制する。

教育委員会

- ★教育を所管
- ごみの減量化、分別、リサイクルの推進に関する環境教育、環境保全活動の充実を図る。

計画の推進について

計画の周知

計画の円滑な推進のためには、関係者がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組む必要がある。県は、市町村及び関係業界団体に、市町村は住民及び区域内の事業所に、業界団体は関係事業者、それぞれ計画の周知を徹底し、その推進に努める。

計画の進行管理

県は、県内の廃棄物の実態の把握に努め、定期的に目標値達成状況を検証、公表し、計画目標の達成に努める。

技術開発の推進・普及

行政機関、産業界、研究機関が連携し、環境保全に関する情報の交換、廃棄物処理に関する環境負荷の低減、廃棄物の再生利用等の新技術の開発を推進し、全国のモデルとなるような廃棄物関連技術の普及に取り組む。

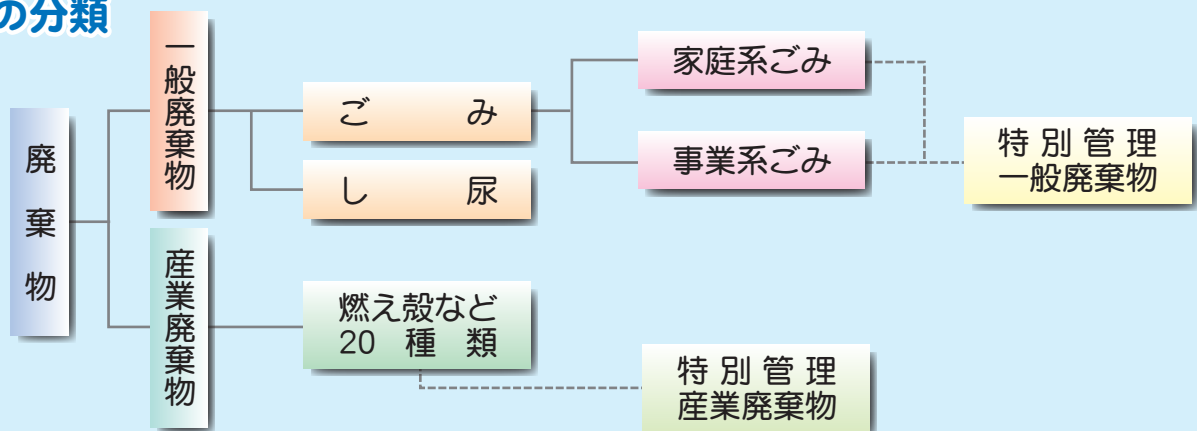
廃棄物処理の概要・将来見込み

用語の定義

■ 廃棄物とは

- 家庭系ごみ：一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物
- 事業系ごみ：事業活動に伴って生じた廃棄物
- 産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令・政令で定める廃棄物
- 特別管理廃棄物：一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するもので政令で定める一般廃棄物と産業廃棄物

廃棄物の分類



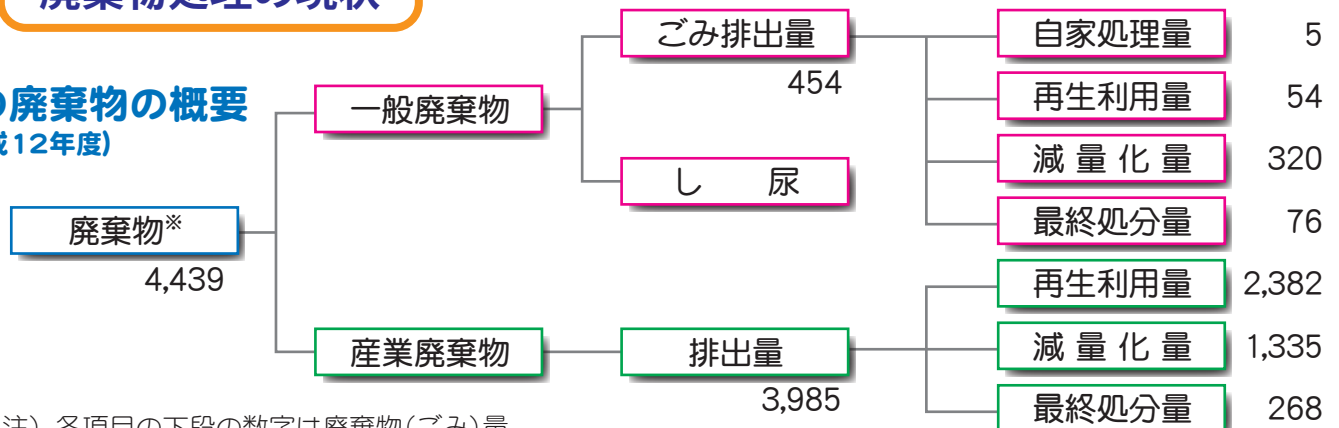
■ 廃棄物の処理

- 排出量：事業所等から排出された産業廃棄物
市町村等による回収や市町村等へ直接搬入、自家処理された一般廃棄物
- 減量化量：事業所等及び産業廃棄物処理業者の中間処理施設で減量化した産業廃棄物
市町村等の中間処理施設で減量化した一般廃棄物
- 再生利用量：事業所等及び産業廃棄物処理業者で再生利用された産業廃棄物
市町村等及び団体回収により再生利用された一般廃棄物
- 最終処分量：事業所等及び廃棄物処理業者、市町村、大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分等された廃棄物



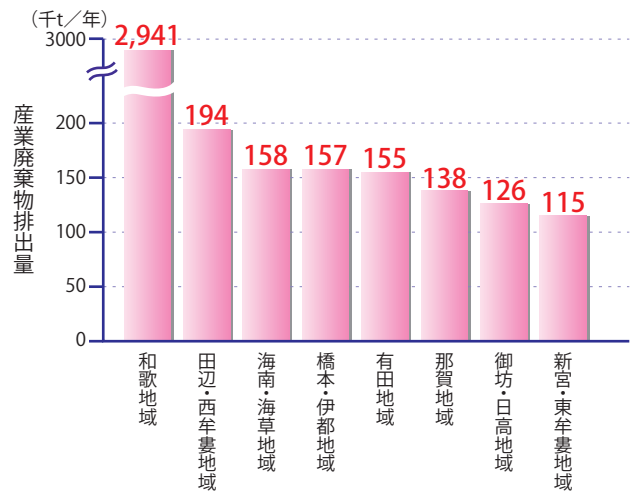
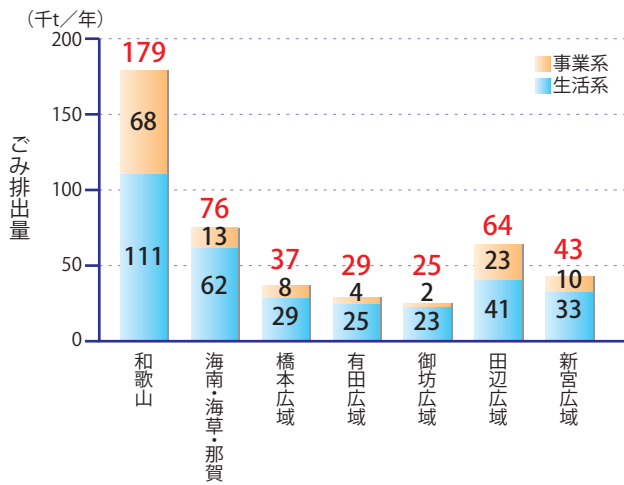
廃棄物処理の現状

県の廃棄物の概要 (平成12年度)



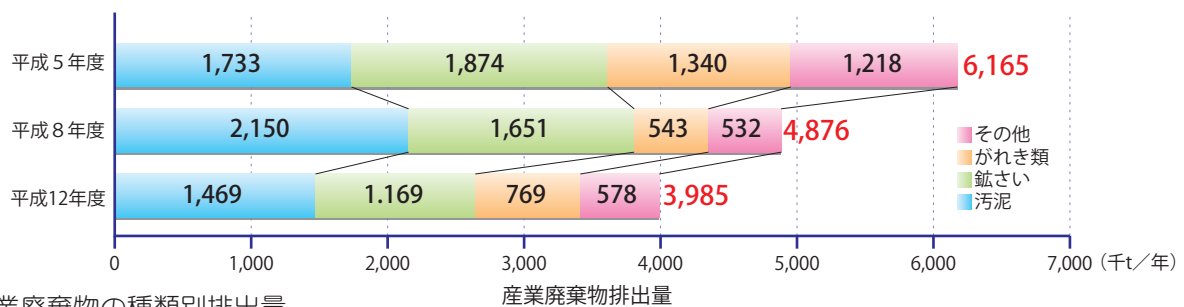
注) 各項目の下段の数字は廃棄物(ごみ)量
※し尿は含まない

(単位: t/年)



■一般廃棄物のブロック別ごみ排出量 (平成12年度)

■産業廃棄物の地域別ごみ排出量 (平成12年度)

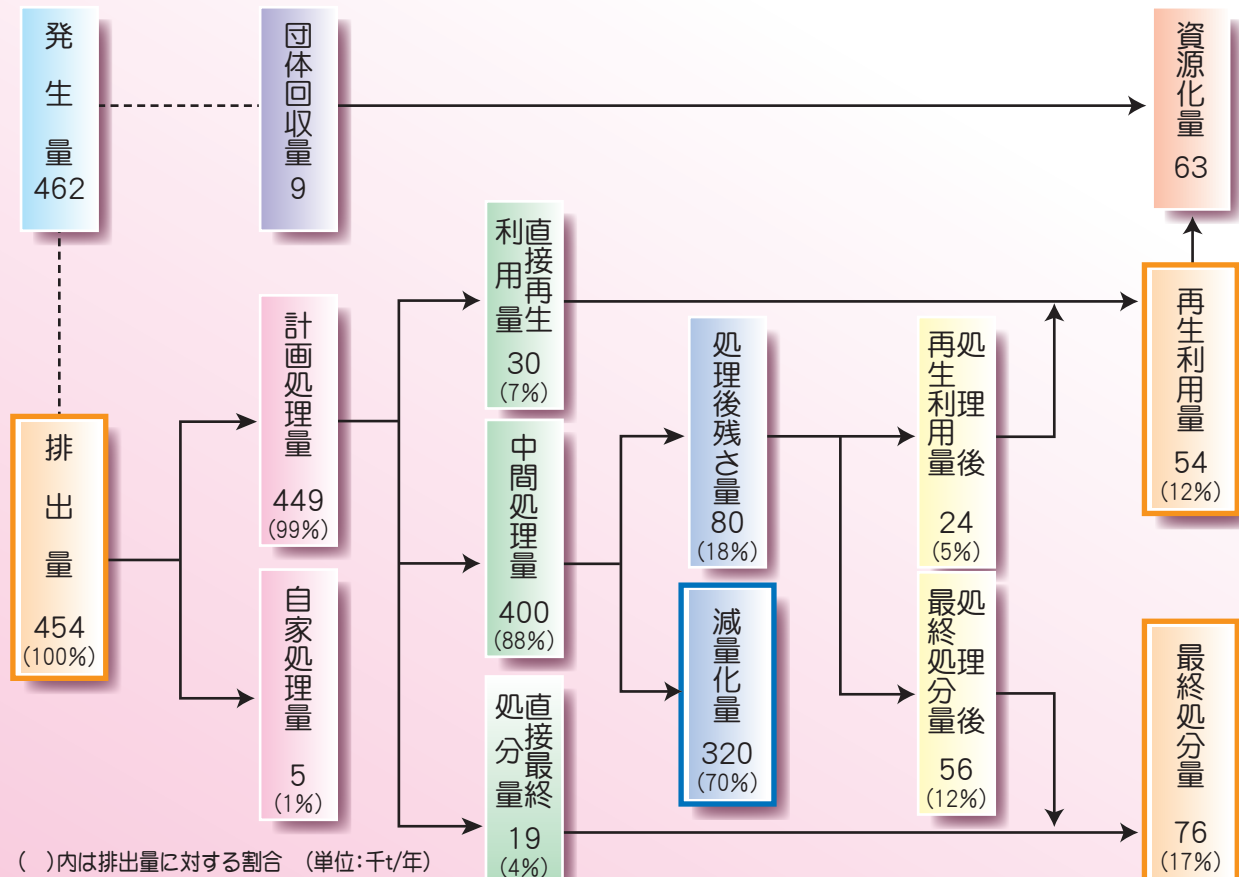


■産業廃棄物の種類別排出量

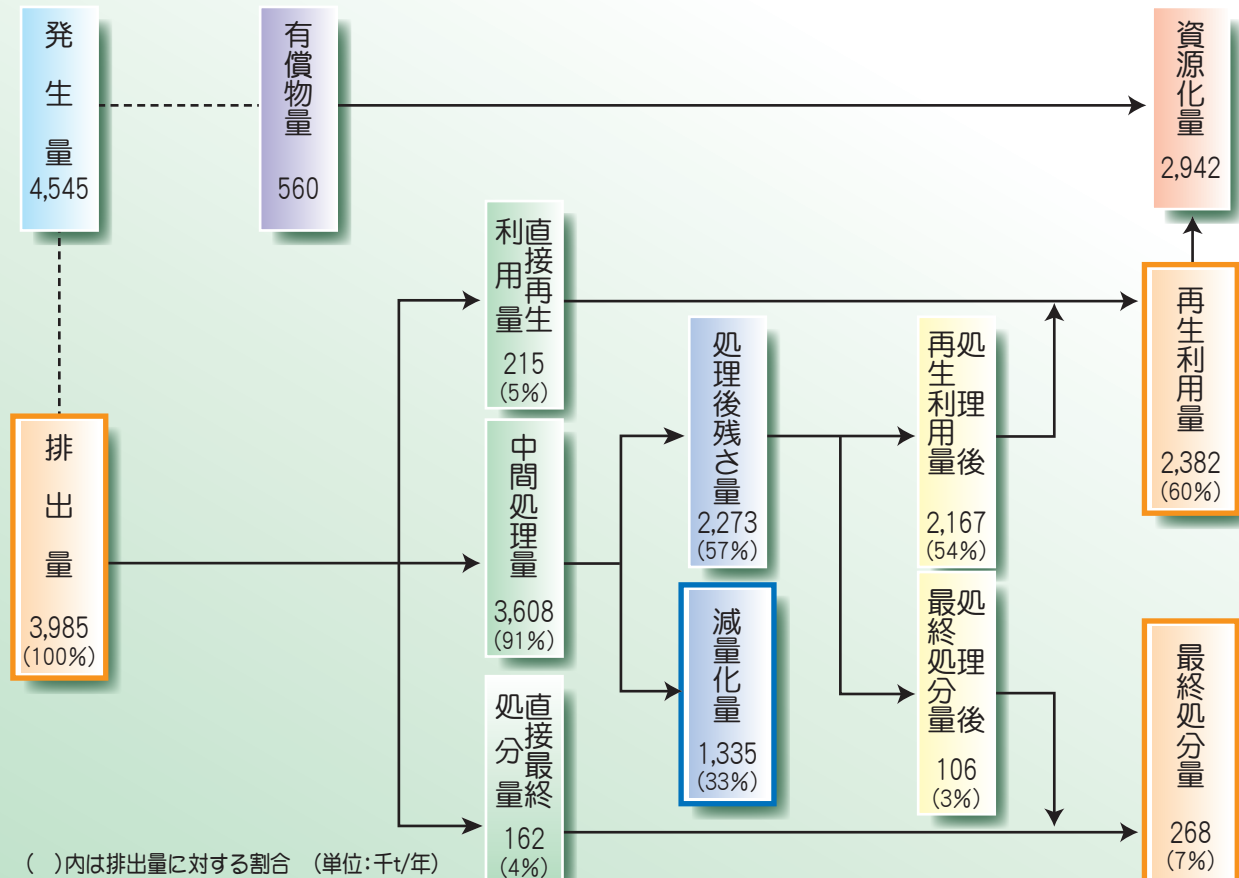
種類	業種	合計	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	運輸業	卸・小売業	金融・保険	不動産業	サービス業
合計		3,985 (100.0%)	207 (5.2%)		0 (0%)	15 (0.4%)	903 (22.7%)	2,623 (65.8%)	180 (4.5%)	4 (0.1%)	36 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	17 (0.4%)
燃え殻		2 (0.1%)						1	0		1			
汚泥		1,469 (36.9%)				15	76	1,198	174	0	5			1
廃油		35 (0.9%)				0	0	27	0	0	5			1
廃酸		33 (0.8%)					0	32						1
廃アルカリ		13 (0.3%)					0	12			0			1
廃プラスチック類		42 (1.0%)	1		0		3	19	0	1	11	0		6
紙くず		4 (0.1%)					1	3						
木くず		93 (2.3%)					66	27						
繊維くず		3 (0.1%)					0	3						
動植物性残さ		23 (0.6%)						23						
ゴムくず		0 (0.0%)						0	0	0				
金属くず		27 (0.7%)				0	7	13	1	0	4	0	0	2
ガラス陶磁器くず		55 (1.4%)					4	49	1	0	0	0	0	1
鉱さい		1,169 (39.3%)						1,169	0					
がれき類		769 (19.3%)					746	11	3	2	8		0	
ばいじん		36 (0.9%)						34	1					0
家畜ふん尿		206 (5.2%)	206											
その他産業廃棄物		5 (0.1%)					0	0	0	0	2			4

■業種別・種類別の排出量

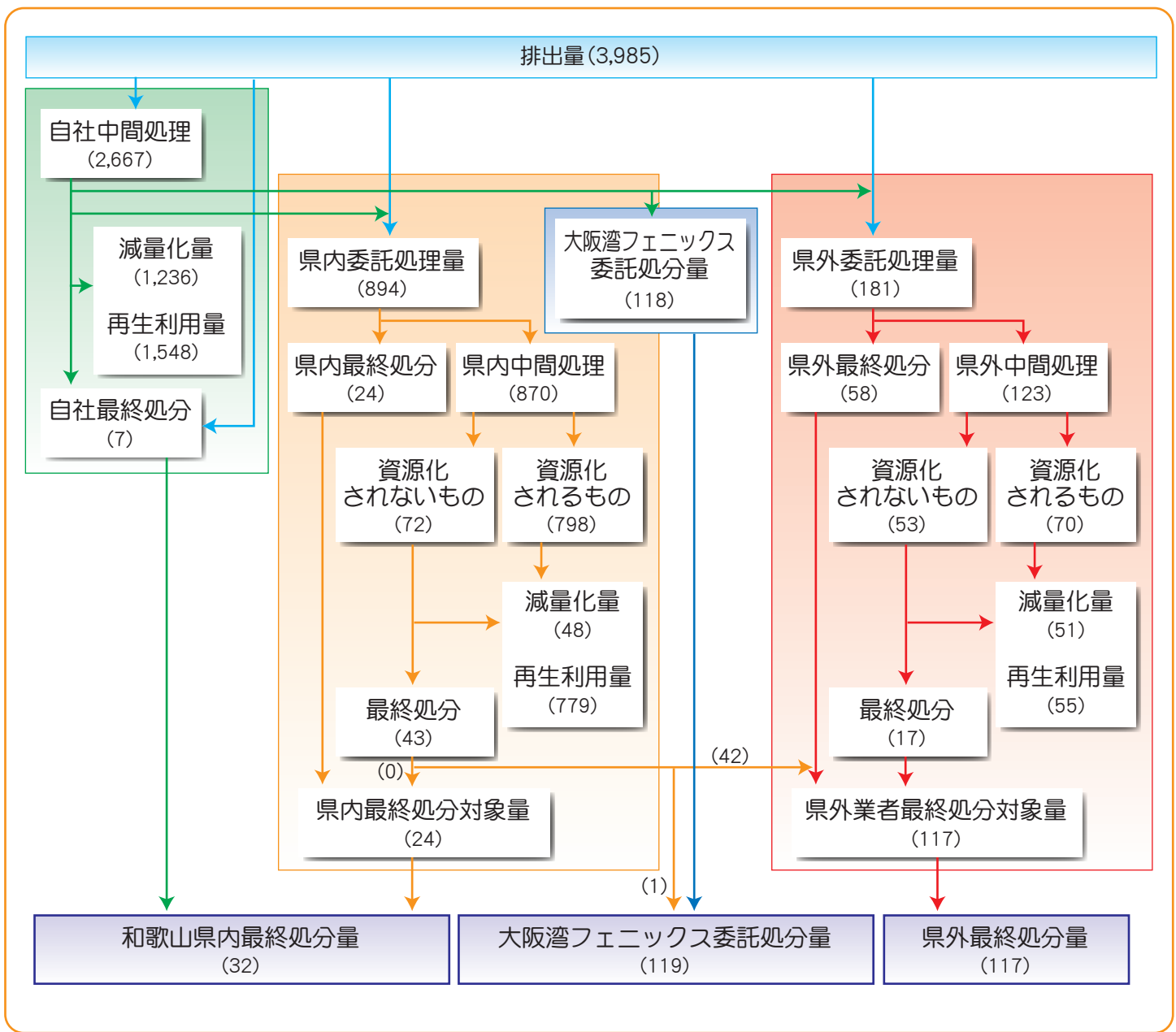
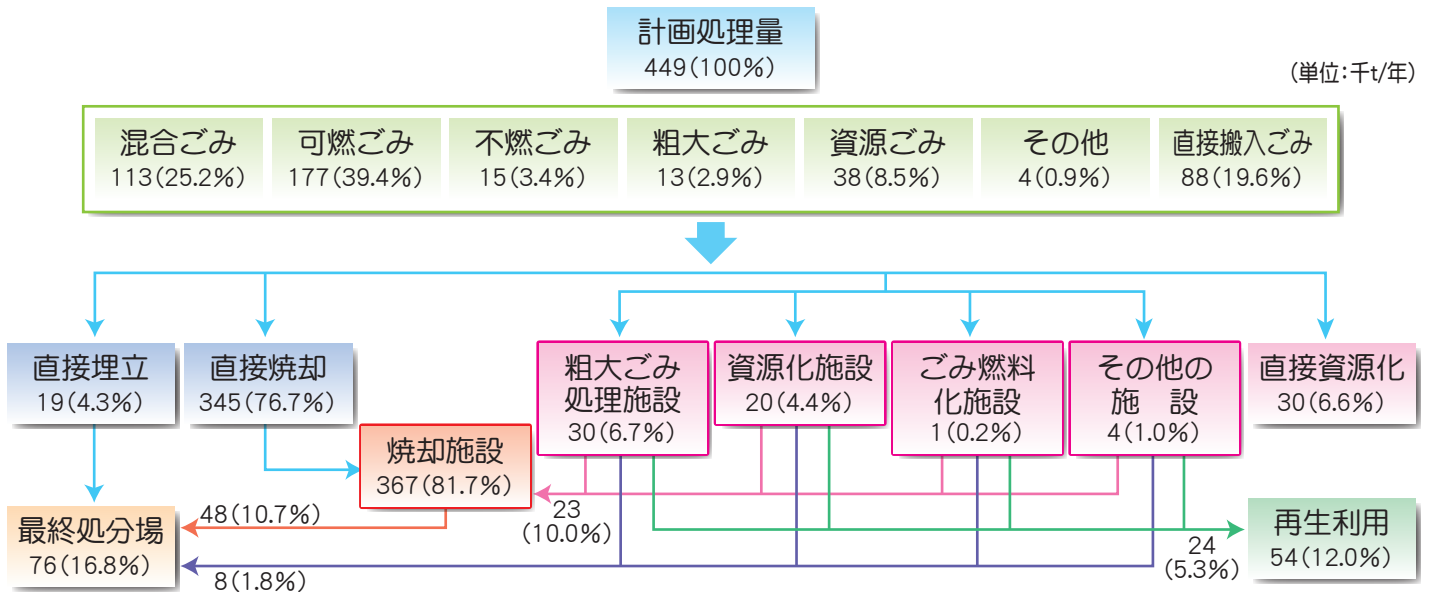
和歌山県のごみ処理フローチャート(平成12年度)



和歌山県の産業廃棄物の処理フローチャート(平成12年度)



一般廃棄物の中間処理状況(平成12年度)



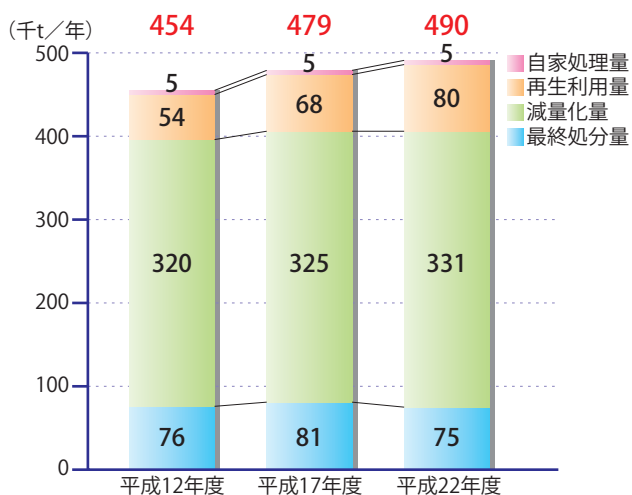
廃棄物の将来見込みと目標値の概念

■ 一般廃棄物

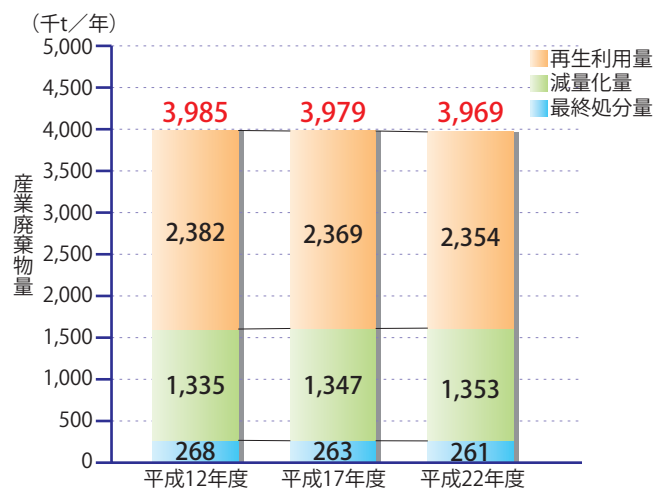
- ・将来予測は、市町村等から収集した将来計画値を基に算出した。
- ・排出量は、今後、増加と見込まれる。
- ・再生利用及び減量化量が微増、最終処分量はほぼ横ばいと見込まれる。

■ 産業廃棄物

- ・将来予測は各業種ごとに過去からの経済指標のトレンドから将来を予測し、排出量を求め、将来も現状の処理率と同じと仮定し処理量を算出した。
- ・排出量は、今後、横ばいで推移すると見込まれる。
- ・再生利用量、最終処分量、減量化量ともほぼ横ばいと見込まれる。



■ 一般廃棄物の排出量と処理量の将来見込み



■ 産業廃棄物の排出量と処理量の将来見込み

国の方針概略(参考)

■ 一般廃棄物

- 排出量：平成22年度値を平成9年度値の7%削減する。
- 再生利用率：平成22年度値(24%)を平成9年度値(11%)より13ポイント増加させる。
- 最終処分量：平成22年度値を平成9年度値の47%削減する。

■ 産業廃棄物

- 排出量：平成22年度値を平成9年度値の12%増に抑える。
- 再生利用率：平成22年度値(47%)を平成9年度値(41%)より6ポイント増加させる。
- 最終処分量：平成22年度値を平成9年度値の55%削減する。



廃棄物リサイクル関係法体系

循環型社会形成推進基本法(基本的枠組み法)

社会の物質循環の確保
天然資源の消費の抑制
環境負荷の低減

- 基本原則
 - 国、地方公共団体、事業者、国民の責務
 - 国の施策
- 循環型社会形成推進基本計画：国の他の計画の基本

廃棄物の適正処理

リサイクルの推進

一般的な仕組みの確立

廃棄物処理法

1. 廃棄物の発生抑制
2. 廃棄物の適正処理(リサイクルを含む)
3. 廃棄物処理施設の設置規制
4. 廃棄物処理業者に対する規制
5. 廃棄物処理基準の設定 等

資源有効利用促進法

1. 再生資源のリサイクル
2. リサイクル容易な構造・材質等の工夫
3. 分別回収のための表示
4. 副産物の有効利用の促進

個別物品の特性に応じた規制

容器包装リサイクル法

- 容器包装の市町村による収集
- 容器包装の製造・利用業者による再資源化

ビン、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装等

家電リサイクル法

- 消費者がリサイクル料金を負担
- 廃家電を小売店が消費者より引取
- 製造業者等による再商品化

エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機

建設リサイクル法

- 工事の受注者が
- 建築物の分別解体
- 建設廃材等の再資源化

木材、コンクリート、アスファルト

食品リサイクル法

- 食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物の再資源化

食品残さ

自動車リサイクル法

- ユーザーがリサイクル料金を預託
- 引取業者が引取、関係業者によるフロン回収、解体、破砕
- 製造業者等によるエアバッグ、シュレッターダストの再資源化、フロンの破壊

自動車

グリーン購入法【国等が率先して再生品などの調達を推進】



和歌山県廃棄物処理計画

平成15年3月（平成15年4月発行）

発行・編集 和歌山県 環境生活部
環境政策局 循環型社会推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL. 073-432-4111（大代表）

TEL. 073-441-2696（直通）